

横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱

制 定 平成 11 年 3 月 31 日

最近改正 平成 29 年 2 月 17 日

横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱を次のように定める。

横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 横浜市水道局が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）の監督の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(監督員の任命)

第 2 条 工事担当部長は、監督員を任命する場合は、監督員任命簿（第 1 号様式）により行うものとする。

2 担当監督員を複数任命するときは、そのうちの 1 名を主務とするものとする。

(監督員の通知)

第 3 条 工事担当部長は、監督員を任命したときは、監督員任命通知書（第 2 号様式）により請負人に通知するものとする。

(監督員指示書)

第 4 条 監督員は、請負人に対して必要な指示をするときは、監督員指示書（第 3 号様式）により行うものとする。

(工事監督記録簿)

第 5 条 監督員が横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程（平成 11 年 3 月水道局達第 1 号。以下「監督規程」という。）に基づいて行った措置及び指示事項その他は、工事監督記録簿（第 4 号様式）に記録するものとする。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日局長決裁）

1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱の規定は、実施日以降に契約を締結する工事から適用し、実施日の前日において施工中の工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 11 月 2 日局長決裁）

(実施期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱の規定は、実施日以

降に契約を締結する工事から適用し、実施日の前日において施工中の工事については、
なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 4 月 20 日決裁）

（実施期日）

1 この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱の規定は、実施日以
降に契約を締結する工事から適用し、実施日の前日において施工中の工事については、
なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 2 月 17 日局長決裁）

この要綱は、決裁の日から実施する。

請負人

様

横浜市水道局

任命
監督員 通知書
変更

任命
次の工事について、次のとおり監督員を したので契約約款第10条第1項の
変更
規定により通知します。

工事名

| | 職 氏 名 | 所 属 |
|-------|-------|-----|
| 総括監督員 | | |
| 主任監督員 | | |
| 担当監督員 | | |
| 担当監督員 | | |
| 担当監督員 | | |
| 担当監督員 | | |

※ 工事の途中で監督員が替わる場合は変更の通知をする。

